

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定規模需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定規模需要に対する標準的な電気供給条件（以下「この供給条件」といいます。）によります。
- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。

沖縄県

2 供給条件の変更

当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、お客さまと当社とが合意したときには、変更後の供給条件にもとづき、需給契約を変更できるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契 約 使 用 期 間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最 大 需 要 電 力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(9) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(12) 昼 間 時 間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(13) 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単 位 お よ び 端 数 処 理

この供給条件において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この供給条件の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。